

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第116号

トイレのタンクから**水が漏れていた**ので、**投げ込み広告**の業者に電話をして修理を頼んだ。業者の男性がタンクのふたを開けたとたん「タンクと便器を新しいものに**交換しなければまずい**」と言ったので**パニック**になった。**28万円**と言われ、**高すぎる**

と言うと6万円値引いてくれたが「**今決めなければ**この値段にならない」と**迫られ**契約してしまった。その場で業者が持っていた便器が取り付けられたが、渡された取扱説明書と設置された便器は**違う型のもの**でサイズも小さかった。**不信感**が募り、便器メーカーに電話で確認したら「タンクから水漏れしても**便器交換までは必要ない**」と言われた。(70歳代 女性)



その修理、本当に必要？ トイレ修理のトラブル

■平成23年7月

■関東地方



ひとこと助言

いざという時のために
備えよう



見守るくん

- チラシや電話帳などの広告を見て呼んだ水まわりの修理業者と、サービスや料金についてトラブルになるケースが目立ちます。
- いきなり便器を外してしまい交換を迫ったり、説明なしで作業した後、威圧的な態度で高額な料金を請求してきたりする強引なケースもあります。
- 作業前に原因や作業内容、費用の十分な説明を求め、納得がいけない場合はすぐに契約せず、まずは応急処置を頼みましょう。
- 水漏れの際は慌てずに自分で対処できるよう、あらかじめ元栓や止水栓の位置と締め方を確認しておくことも大切です。
- 自治体によっては、上・下水道の工事について指定業者制をとったり、専門の相談窓口を設けたりしています。これらも参考に、いざという時のために信頼できる業者を探しておきましょう。